解散公告

当社は、平成二十七年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年五月十一日

広島市南区皆実町六丁目六番三二―一四〇一号

有限会社サポート

清算人　高橋　美博

解散公告

当社は、平成二十七年三月十九日開催の臨時株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年五月十一日

山口県下関市伊崎町一丁目二番一一号

有限会社城北商事

清算人　平田　啓子

解散公告

当法人は、平成二十七年二月二十二日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年五月十一日

福岡県福岡市中央区薬院二丁目二番九―四〇三　特定非営利活動法人環境みらい塾

清算人　吉田　伸広

解散公告

当社は、平成二十七年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年五月十一日

北九州市戸畑区元宮町八番二一―一〇二号

株式会社プロパティ・インベストメント

代表清算人　村井　健治

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十七年三月十二日開催の理事会及び評議員会の議決により平成二十七年四月二十日文部科学大臣の認可を受けて解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年五月十一日

兵庫県尼崎市若王寺二丁目一八番一号

学校法人英知学院

清算人　左近允隼人

解散公告（第一回）

当土地改良区は、平成二十七年四月三日熊本県知事の認可により解散したので、当土地改良区に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年五月十一日

熊本県山鹿市鹿北町四丁一六一二番地

清算法人鹿北土地改良区

代表清算人　西牟田　長

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十六年十二月三十一日開催の臨時総会の決議により平成二十七年四月三日付をもって解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年五月十一日

大分県別府市元町五番二四号

医療法人福田耳鼻咽喉科医院

清算人　福田　昭生

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十七年一月三十一日開催の臨時総会の決議により同年四月三日解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年五月十一日

大分市大字小池原一〇二一番地

医療法人エトー外科医院

清算人　衞藤　素子

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十七年三月二十一日開催の理事会及び評議員会の決議並びに宇治市長の認可により、平成二十七年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十七年五月七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年五月十一日

京都府宇治市五ケ庄芝ノ東五四番の二

社会福祉法人あもねる福祉会

清算人　板坂　勉

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十七年三月二日開催の臨時総会の決議により、平成二十七年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十七年五月八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年五月十一日

熊本県玉名郡和水町長小田三四九番地

農事組合法人菊水西肉牛生産組合

清算人　坂口　敏和

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十七年三月三十一日開催の総会の決議により、同日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十七年四月三十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年五月十一日

千葉県佐倉市江原新田五〇番地一職業訓練法人佐倉共同高等職業訓練校内

職業訓練法人佐倉職業訓練協会

清算人　齋藤　達弥

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十七年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十七年四月三十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年五月十一日

福井県坂井市三国町神明一丁目五番七号

医療法人三真会

清算人　真田　桃代

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十六年六月二十二日開催の社員総会の決議並びに大分県知事の認可により、平成二十六年十一月十三日をもって解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十七年五月一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年五月十一日

大分県玖珠郡玖珠町大字帆足四七三番地の一〇

医療法人藤医会

清算人　後藤　敏生

配当公告

岡山県新見市西方四二九番地の一

破産者　新見石油株式会社

右の者に対する岡山地方裁判所平成二十六年（フ）第二号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額

金七六、七五三、〇四三円

一、配当することのできる金額

金三三、四八九、五九〇円

平成二十七年五月十一日

岡山市北区中山下一丁目九番一号山陽アルファ中山下ビル六階

破産管財人　加瀬野忠吉

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍秋田県秋田市川尻町字大川反一九番地、最後の住所秋田県秋田市牛島南一丁目一一番二二号

被相続人　亡　小川　五郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年五月十一日

秋田県秋田市山王三丁目八番三四号　山王ツインビル二階　小林・寺沢法律事務所

相続財産管理人　弁護士　寺沢　修平

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍新潟県村上市村上七四一番地、最後の住所群馬県前橋市城東町四丁目二六番八号

被相続人　亡　吉川　芳雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年五月十一日

群馬県高崎市金古町一二二一番地

相続財産管理人　弁護士　板橋　俊幸

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都福生市大字福生八六九番地、最後の住所群馬県前橋市東金丸町九一番地四八〇

被相続人　亡　片貝　清

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年五月十一日

群馬県前橋市大手町三丁目一一番六号

相続財産管理人　弁護士　高坂　隆信